

亀山市公告第26号

亀山農業振興地域整備計画を変更して定めたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

縦覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市環境産業部農政室